

四国への新幹線整備の早期実現に向けた
県民向け機運醸成イベント実施委託業務仕様書

1 委託業務名

四国への新幹線整備の早期実現に向けた県民向け機運醸成イベント実施委託業務

2 目的

四国における新幹線整備については、全国新幹線鉄道整備法に基づく昭和48年の大臣告示で「基本計画路線」に位置づけられて以降、先延ばしされたままとなっている。

このような中、本県では、四国への新幹線整備の早期実現を目指し、四国4県が一体となって取り組んでおり、早期実現に向けては、県民の四国への新幹線整備に関する機運醸成が重要となることから、本委託業務を実施するものである。

3 業務期間

契約締結日から令和6年9月30日まで

4 業務内容

子どもや家族を主なターゲットとして、新幹線に対する現状や効果を知ってもらうとともに、興味関心を持ってもらい、四国における新幹線整備の機運醸成に繋がるよう、以下に示す日時及び会場において、イベントの企画・運営を行うこと。企画提案の内容については、以下のとおりとする。

(1) 日時：令和6年8月4日（日）10:00～16:00（予定）

(2) 会場：イオンモール徳島 1階 UZUコート（予定）徳島市南末広4-1

※広さ163㎡ 詳細は、以下のURLから確認すること。

(<https://tokushima-aeonmall.com/static/detail/eventspace>)

(3) イベント業務の企画・実施

四国への新幹線整備に関する現状や効果、新幹線に対する興味関心をもってもらうためのイベント内容を企画・提案すること。なお、企画提案に当たり、次の①～⑨に示す要素を取り入れること。

① PRコーナーの設置

次のa～cに示す要素を全て取り入れたPRコーナーを設置すること。なお、a及びbについては、PRコーナーに設置する広報物、掲示物（パンフレット・パネル・ポスター等）は、県が用意するものとし、cについては、提案者において企画し、手配すること。

a：四国への新幹線整備に関する現状や導入効果に関すること

b：県内の公共交通に関すること

c：四国4県の観光物産に関すること

② 四国4県マスコット及び四国の新幹線応援マスコット「つなぐん」を活用した参加型体験企画の実施

- ・四国4県マスコット（各県1体ずつ）及び「つなぐん」（1体）を活用し、来場者に四国への新幹線整備の早期実現の機運醸成を訴求する内容の参加型体験企画を提案すること。
- ・マスコットの出演調整は県において行うこととし、マスコットに入るアクター手配やアテンド人員、マスコットの配送・クリーニング代に係る経費を予算計上すること。
- ・マスコットの配送費及びクリーニング代については、全体で45,000円（税別）を見込んでおり、見積作成時に予算計上することとし、個別具体の配送方法、費用等については、契約締結後、県と調整の上、決定することとする。

③ ステージショーの実施

新幹線への親しみや興味関心を持ってもらうため、新幹線にまつわるゲスト出演者を招聘したステージショーを提案することとし、併せて、司会者も確保すること。その他、集客効果を高めるために効果的な企画がある場合は、自由に提案すること。

④ アトラクションコーナーの設置

新幹線に親しみ、興味関心を持ってもらえるような展示や体験などのアトラクションコーナーを設置すること。なお、アトラクションに係る参加費は無料とすること。

⑤ 四国への新幹線整備に関する来場者への調査等の実施

調査様式は、県で作成することとし、調査に係る人員手配や調査用紙の必要部数（500枚程度）の印刷を行うこと。また、調査結果の集計を行うこと。

⑥ 来場者配布用ノベルティの作成

来場者へ「四国への新幹線整備の早期実現」の機運醸成を高めるためのノベルティを1～2種類程度作成すること。なお、ノベルティ制作に当たり、次に示すデザインを使用することとし、予算の範囲内で、1種類につき300～500個程度作成すること。

（使用するデザイン）

「すだちくん」及び四国の新幹線応援マスコット「つなぐん」

⑦ 会場の設営及び撤去

- ・県及び会場管理者と調整の上、会場設営及び当日の運営業務、終了後の撤去等を行うこと。
- ・イベント名やPRコーナー、ステージショーなどの内容が分かるよう、サインやポップ等を作成すること。
- ・会場使用料（40万円・税別）は、委託費に含むものとし、経費に計上すること。なお、会場使用料の支払は、会場管理者に対して、原則イベント開催日の14日前まで

に、提案者において実施することとする。

⑧ イベント当日の運営業務

イベント当日の進行管理や安全対策、来場者や施設利用者等への配慮など、安全安心にイベントが開催できるよう、必要なスタッフを配置し運営業務を行うこと。また、イベント開催に当たり保険に加入すること。

⑨ 共通事項

- ・企画実施に使用する備品や物品調達及びゲスト等の選定を実施するとともに、それにかかる関連業者との連絡調整も併せて実施すること。また、物品等の調達費用やゲストの謝礼・旅費等も含め、イベント実施に必要な費用を全て経費に計上すること。
- ・最終的なイベント内容は、企画提案をもとに、本業務の目的達成に必要な業務を、予算の範囲内で県と調整の上、決定することとする。

5 成果品及び事業報告書の提出

業務完了後、受託者は速やかに委託者が定める委託業務完了報告書及び事業費精算書（任意様式）を提出すること。

なお、契約履行過程で生じた成果物、制作物の全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第45号）第27条及び同法第28条含む。）は、徳島県に帰属すること。

6 その他

- （1）事業実施内容は、徳島県と十分協議しながら事業を進めること。
- （2）取得した個人情報については、徳島県個人情報保護条例等を守り、適正に取り扱うこと。
- （3）委託業務の遂行が困難となったときは、速やかに徳島県と協議すること。
- （4）本仕様書に記載のない事項及び業務遂行上の疑義が生じた場合は、速やかに徳島県と協議すること。
- （5）著作権、肖像権等に関して、権利者の承諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。